



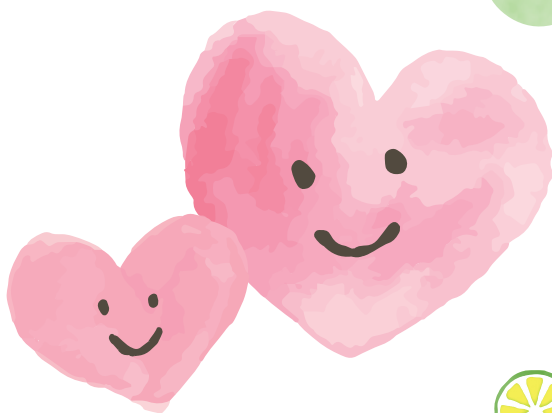
ひとり親家庭等



サポートブック



令和7年度



大阪市

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000452094.html>

大阪市 ひとり親家庭支援



はじめに

大阪市では、「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保に向けての支援、経済的支援のほか、ひとり親家庭をサポートする体制の充実など、ひとり親家庭のみなさんが安心して子育てをしながら働き、こどもたちがすこやかに育つことができるよう、総合的な施策をすすめています。

「ひとり親家庭等サポートブック」は、ひとり親の方やこれからひとり親として子育てをするかもしれない方にご利用いただける各種制度を掲載しています。

各種制度の掲載ページには、より詳しい情報が確認できる二次元コードも掲載していますのでご確認ください。

ひとりで悩まず、困ったことがあったら最寄りの区役所や母子・父子福祉センターにお気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭等の自立支援に関する連携協定（民間団体との連携）

大阪市では、多様化しているひとり親家庭の状況に対応するため、従来の行政による支援に加え、民間のノウハウを活用することで、より幅広い層への周知等が可能になると考えるとともに社会全体でひとり親を支えていく機運が高まるよう、地域団体や企業、NPO 法人など民間団体等（以下「パートナー」という）と連携する取組みを進めています。

令和7年度当初においては、以下の団体と協定を締結しひとり親家庭等の自立支援の取組を推進しています。



- 一般社団法人 日本シングルマザー支援協会
- 公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会
- 特定非営利活動（NPO）法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西
- 株式会社 ウチコミ ●一般社団法人 ひとり親支援協会
- 特定非営利活動法人 グッドネーバースジャパン
- 株式会社 Casa

（協定締結日順 締結日が同日の場合は五十音順）

離婚する前に知っておきたいこと	1～4
-----------------	-----

総合相談

①保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当	5
②区保健福祉センター・区役所	6
③大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）	7
④大阪市ひとり親家庭等福祉相談所	7
⑤民生委員・児童委員	7
⑥主任児童委員	7
⑦ひとり親家庭サポーター	8
⑧その他相談機関（49～51 ページ参照）	

子どもに関する相談

①こども相談センター（児童相談所）	9～10
児童虐待ホットライン／いじめ・不登校等学校教育に関する相談	
②各区保健福祉センター子育て支援室	10
③クレオ大阪子育て館	11
④乳幼児の育児相談（公立保育所）	11
⑤乳幼児の育児相談（民間保育所）	11
⑥乳幼児の電話育児相談	11
⑦子どもの虐待ホットライン	12
⑧子ども何でも相談（大阪弁護士会）	12
⑨ボ・ドームダイヤモンドルーム（大阪市産前・産後母子支援事業）	12
⑩にんしんSOS	12

手当

①児童扶養手当	13
②特別児童扶養手当	13
③児童手当	14

年金

①国民年金加入の手続き	15
②遺族基礎年金	15
③寡婦年金	15
④死亡一時金	16

⑤遺族厚生年金	16
⑥未支給年金	16

生計

①母子父子寡婦福祉資金の貸付	17
②生活福祉資金	18
③緊急援護資金	18
④ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	19
⑤生活保護	19

養育費

①養育費と親子交流のこと	21
②主な相談先	21
③「離婚・養育費」に関する専門相談	21
④大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）における法律相談	22
⑤養育費に関する公正証書等作成促進補助金	22
⑥養育費の保証促進補助金	22

仕事

①大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター	23
②ひとり親家庭サポーターによる就業相談	23
③大阪市しごと情報ひろば	23～24
④大阪市地域就労支援センター	24
⑤ハローワーク（公共職業安定所）	25
⑥ハローワークインターネットサービス	26
⑦大阪マザーズハローワーク	26
⑧その他ハローワーク機関	27
⑨大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか	28
⑩地域若者サポートステーション	28
⑪ホームページ「大阪労働局」	28
⑫大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター	29
⑬大阪府 労働相談センター	29
⑭OSAKA しごとフィールド	29
⑮大阪市シルバー人材センター（高年齢者就業確保事業）	30
⑯教育訓練給付制度	31
⑰ひとり親家庭自立支援給付金事業	32

住まい

①市営住宅	33
②母子生活支援施設	33
③緊急母子一時保護事業	34

医療・健康

①保健福祉センター保健業務担当	35
②ひとり親家庭医療費助成制度	35
③こども医療費助成制度	36

子育て支援

①ひとり親家庭等日常生活支援事業	37
②多胎児家庭外出支援事業	37
③産後ケア事業	37
④保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業	38
⑤一時預かり事業	38
⑥大阪市こども誰でも通園制度	38
⑦病児・病後児保育事業	39
⑧子どものショートステイ事業	39
⑨児童福祉施設等	39～40
乳児院／児童養護施設／母子生活支援施設	
障がいや疾病等のあるおさまのための支援について／児童心理治療施設	
児童自立支援施設／助産施設／里親／ファミリーホーム	
⑩子ども・子育てプラザ	41
⑪ファミリー・サポート・センター事業	41
⑫地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・つどいの広場）	41
⑬児童いきいき放課後事業	42
⑭留守家庭児童対策事業	42

子どもの就学

①幼稚園	43
②就学援助制度	43
③大阪市奨学費	44
④大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金	44
⑤大阪府私立高等学校等奨学のための給付金	44
⑥大阪市習い事・塾代助成事業	45
⑦大阪府育英会奨学資金	45

⑧独立行政法人 日本学生支援機構奨学金	46
⑨国の教育ローン	46

助成・優遇制度

①大阪市営自転車駐輪場利用料金の割引	47
②JR 通勤定期の特別割引	47
③所得税および個人市・府民税の所得控除	47
④少額貯蓄非課税制度（マル優制度）	48
⑤たばこ小売販売業の許可	48
⑥万博記念公園入園料金等の免除	48

その他相談機関

市民相談室／区役所での各種専門相談／総合府民相談室／子どもの虐待ホットライン／ 大阪弁護士会 総合法律相談センター／子ども何でも相談（大阪弁護士会）／ 女性のための相談（クレオ大阪女性総合相談センター）／子育て相談（クレオ大阪子育て館）／ クレオ大阪 男性の悩み相談／DV・セクハラ・性被害の電話相談（大阪弁護士会）／ 大阪市女性相談支援員による相談／大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）／ 児童家庭支援センター博愛社／みんなの人権110番／人権啓発・相談センター／ 関西いのちの電話／大阪自殺防止センター／中毒110番／暴力団・けん銃110番／ 覚醒剤110番／グリーンライン／少年サポートセンター／ 大阪市若者自立支援事業コネクションズおおさか	49～51
---	-------

救急

①休日・夜間急病診療所／休日・夜間緊急歯科診療所	52
②救急安心センターおおさか（救急医療相談窓口）	52
③小児救急支援アプリ	52
④大阪府救急医療情報センター	53
⑤小児救急電話相談事業	53

離婚する前に知って

- ☐ 離婚した後の生活（子育て・住まい・仕事・経済状況）を設計しましたか？
- ☐ 離婚した後の当面の生活費は確保されていますか？
- ☐ サポートしてくれる人や相談窓口がありますか？

親 権

民法に定められた未成年の子どもに関する親の行う権利と義務です。

親権者となった親は、子を監護・教育し、居所を定めることが必要であり、子どもの財産を管理することとなります。

子どもの戸籍は、離婚届を出しても親と連動しないため、子どもの戸籍は変わらず、姓もそのままになります。親権者が自分の戸籍に子どもを入れる時は手続きが必要です。

養育費

経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、監護をしない親が自分の生活と同じレベルの生活を子どもに保障する強い義務です。離婚の原因と養育費には関係がありません。

[21～22ページ参照](#)

おきたいこと

- ☐ 離婚の条件について、整理して納得できていますか？
- ☐ 離婚の時期について余裕をもって考えることができるなら、お子さんにとって良いと思われる時期はいつでしょうか？
(入園・入学・卒業の時期など)

慰謝料

婚姻関係の破綻原因がある側から支払われる、相手の精神的苦痛や、苦痛からの回復に対する損害賠償です。

離婚を言い出したかどうかは慰謝料とは関係ありません。

親子交流

一緒に暮らしていない親と子どもが会って話しをしたり、遊んだりするなどの交流を持つことを言います。

子どもにとって、どちらの親からも愛されているという実感を持つためにも重要で、深い安心感と自尊心を育むことができます。

[21ページ参照](#)

財産分与

結婚後に共同で築いた財産を、離婚にあたり分けることです。結婚前からの財産や遺産による個別な財産は対象外です。

財産分与は、離婚の原因が夫婦のどちらにあるかは問わず、財産の形成への貢献も考慮されます。

年金分割

夫婦で築いた財産として分割の対象となります。

厚生年金、共済年金のみ（離婚成立後2年間請求権有）。年金事務所（共済年金は共済組合）で離婚時の年金分割に必要な情報を入手できます。

住まい

住まいが変わる場合は早めに決めておくで住民登録、児童扶養手当、保育所、学校、国民健康保険等の申請窓口が確定しますので具体的な相談ができます。

住まい 33～34ページ参照

お住まいの区役所 6ページ参照

仕事

生活を維持していくための就職や転職、また仕事に就くために必要な資格の取得などが必要な場合はご相談ください。

大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター 23ページ参照

ひとり親家庭サポーター 8ページ参照



主な相談先

話し合いができれば協議（公正証書作成）、話し合いが不成立なら調停申立てをして、離婚条件の取り決めをする必要があります。

相談することで、気持ちの整理や情報を得ることができます。

主な相談先 21ページ参照

※法務省・法テラス大阪のホームページもご覧ください。

また、大阪市には、母子・父子福祉センターとして、大阪市立愛光会館があります。

大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター） 7・22ページ参照



法テラス
大阪



法務省
離婚を考えて
いる方へ

MEMO



① 保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当

各区に高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、母子・父子家庭などの受付・相談業務を行う窓口を設置しています。特に母子・父子家庭や寡婦の方の問題については、母子・父子自立支援員が、専門的にご相談に応じています。



【福祉業務担当で受付している事業】

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当
- 緊急母子一時保護事業
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親住宅の申し込み（年1回）
- ひとり親家庭医療費助成
- J R通勤定期の特別割引のための証明
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 保育所、母子生活支援施設、助産施設等への入所
- ひとり親家庭自立支援給付金
- 「離婚・養育費」に関する専門相談
- 養育費の保証促進補助金、公正証書等作成促進補助金

②区保健福祉センター・区役所

※…保健福祉センター分館

保健福祉センター分館の実施業務内容については担当へお問い合わせください。

地 区	所 在 地	電 話 番 号	
		区局番	担当番号（各区共通）
北	北区扇町 2-1-27	06-6313	保健福祉センター ・保健業務担当 乳幼児検診、各種がん検診、 健康づくり事業、予防接種、 母子健康手帳の交付に関すること （左の局番）-9882 ・健康相談に関すること （左の局番）-9968 ・生活保護業務担当 （左の局番）-9872～4 生活保護に関すること ・福祉業務担当 （左の局番）-9857 福祉に関する総合相談 区役所 ・区役所での各種専門相談について （左の局番）-9683 （港区は（左の局番）-9978）
都 島	都島区中野町 2-16-20 都島区中野町 5-15-21 ※	06-6882	
福 島	福島区大開 1-8-1	06-6464	
此 花	此花区春日出北 1-8-4	06-6466	
中 央	中央区久太郎町 1-2-27	06-6267	
西	西区新町 4-5-14	06-6532	
港	港区市岡 1-15-25	06-6576	
大 正	大正区千島 2-7-95	06-4394	
天王寺	天王寺区真法院町 20-33	06-6774	
浪 速	浪速区敷津東 1-4-20	06-6647	
西淀川	西淀川区御弊島 1-2-10	06-6478	
淀 川	淀川区十三東 2-3-3	06-6308	
東淀川	東淀川区豊新 2-1-4	06-4809	
東 成	東成区大今里西 2-8-4	06-6977	
生 野	生野区勝山南 3-1-19	06-6715	
旭	旭区大宮 1-1-17	06-6957	
城 東	城東区中央 3-5-45	06-6930	
鶴 見	鶴見区横堤 5-4-19	06-6915	
阿倍野	阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622	
住之江	住之江区御崎 3-1-17	06-6682	
住 吉	住吉区南住吉 3-15-55	06-6694	
東住吉	東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399	
平 野	平野区背戸口 3-8-19	06-4302	
西 成	西成区岸里 1-5-20	06-6659	

出張所

出張所名	所 在 地	電話番号
東 淀 川 出 張 所	東淀川区東淡路 4-15-1	06-6322-0731
矢 田 出 張 所	東住吉区矢田 6-7-12	06-6692-1341

③ 大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）

大阪市内のひとり親家庭や寡婦の方のためのセンターとして、皆さんの自立と安定した生活をめざしサポートします。

生活や法律などの各種相談、資格取得のための講習会、就業相談等（23ページ参照）、また親子でイベント体験などの育成事業を行っています。

また、ひとり親家庭・寡婦等の各種会合等の場として会議室・集会室等を無料で提供しています。

（大阪市立愛光会館指定管理者 公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会）

開館時間 午前9時～午後8時（日・祝日・年末年始休）



問 大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）

北区中津 1-4-10

☎ 06-6371-7146

④ 大阪市ひとり親家庭等福祉相談所

ひとり親またひとり親を経験した相談所員が、ひとり親等に関わる様々な相談に気軽に応じます。

問 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146 FAX 06-6371-6722

⑤ 民生委員・児童委員 〈市内各地域に 3,893 人〉（令和 7 年 4 月現在）

生活、家族、健康のことなどで悩み、困っている方の相談に応じるなど、住民の立場に立ってきめの細かい地域福祉の充実をめざし、活動しています。

⑥ 主任児童委員 〈民生委員・児童委員のうち 598 人〉（令和 7 年 4 月現在）

地域において児童委員と連携をとりながら、児童福祉に関する事項を担当し、子育てサロン、サークルの運営、児童虐待防止の活動、専門機関・施設等との連絡調整を行っています。

⑦ひとり親家庭サポーター

大阪市では、就職・自立支援を行う専門相談員を各区保健福祉課（福祉課）に週2～4日配置し、ひとり親家庭や寡婦の方を対象に就業相談やひとり親家庭自立支援給付金の事前相談・申請受理などを実施しています。



また、離婚をお考えの方には、無料弁護士相談（離婚・養育費に関する専門相談）の情報提供、公証役場や家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成促進補助金、養育費の保証促進補助金及び養育費に関する強制執行着手金補助金の申請受理も行っています。

各区相談窓口開設日時

区 名	相談窓口開設日	電 話 (各区保健福祉センター福祉業務担当)	備 考
北 区	火曜日・木曜日	06-6313-9534	相談時間 9:15～17:30 ※相談日が祝日の場合は振替実施は行いません。 ※ただし、出張や予約相談などで不在の場合がありますので、あらかじめお電話にてご確認ください。 区役所の相談日・相談時間外での相談や訪問相談をご希望の方は、下記までお問い合わせください。 問 こども青少年局 こども家庭課 ☎ 06-6208-8034
都 島 区	火曜日・木曜日	06-6882-9889	
福 島 区	水曜日・金曜日	06-6464-9850	
此 花 区	水曜日・金曜日	06-6466-9561	
中 央 区	水曜日・金曜日	06-6267-9912	
西 区	水曜日・金曜日	06-6532-9952	
港 区	水曜日・金曜日	06-6576-9860	
大 正 区	火曜日・木曜日	06-4394-9914	
天 王 寺 区	火曜日・木曜日	06-6774-9857	
浪 速 区	火曜日・木曜日	06-6647-9894	
西 淀 川 区	水曜日・木曜日・金曜日	06-6478-9952	
淀 川 区	火曜日・水曜日・木曜日	06-6308-9423	
東 淀 川 区	火曜日・水曜日・木曜日・金曜日	06-4809-9850	
東 成 区	水曜日・金曜日	06-6977-9156	
生 野 区	火曜日・木曜日・金曜日	06-6715-9050	
旭 区	水曜日・金曜日	06-6957-9178	
城 東 区	火曜日・水曜日・金曜日	06-6930-9957	
鶴 見 区	火曜日・木曜日・金曜日	06-6915-9107	
阿 倍 野 区	火曜日・木曜日	06-6622-9865	
住 之 江 区	火曜日・水曜日・木曜日	06-6682-9857	
住 吉 区	水曜日・木曜日・金曜日	06-6694-9967	
東 住 吉 区	火曜日・水曜日・金曜日	06-4399-9943	
平 野 区	火曜日・水曜日・木曜日・金曜日	06-4302-9857	
西 成 区	火曜日・木曜日	06-6659-9824	

⑧その他の相談機関

49～51ページ参照

子どもに関する相談

① こども相談センター（児童相談所）

こども相談センターでは、大阪市の児童相談所として18歳未満のこどもに関わる家庭、その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、総合的な調査、診断、判定等に基づき、必要な助言指導や施設入所等の援助を行います。



こども相談センター

施設名	電話
中央こども相談センター (此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区)	06-4301-3100
中央こども相談センター東部分室 (東成区、生野区、城東区、鶴見区) および教育相談（市内全域）	06-6926-4600 教育相談（市内全域） 06-4301-3181
北部こども相談センター (北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区)	06-6195-4114
南部こども相談センター (阿倍野区、東住吉区、平野区)	06-6718-5050

【児童虐待ホットライン】

こどもへの虐待に関する通告や相談を24時間フリーダイヤルで受付します。児童虐待からこどもを守るためには社会全体で取り組む必要があります。こどもへの虐待を発見した場合や、「虐待ではないかな？」と気になるこどもを発見された場合、『児童虐待ホットライン』にお電話ください。（匿名でもかまいません。ご連絡いただいた方のプライバシーは守られます）もしご自身が「虐待をしているかも・・・」と思ったら、一人で悩まず、ぜひお電話ください。（相談の秘密は守られます）



児童虐待に関する相談・通告は・・・

大阪市児童虐待ホットライン（24時間365日対応）

まずは一報 なにわっ子

0120-01-7285

【いじめ・不登校等学校教育に関する相談】



教育相談では、面談、電話、メール等により、不登校やいじめなど教育に関するご相談、障がいのあるこどもに対する学校や家庭での対応や配慮、就学や進学など特別支援教育に関するご相談をお受けしています。

相談内容やご希望によって対応可能時間、相談場所、相談方法などが異なります。

なお、大阪市では、いじめに関する学校への直接の指導は、教育委員会事務局指導部が行い、教育相談グループは、こどもの心のケアを担っています。

いじめ・不登校等学校教育に関する相談は・・・

電話教育相談（こども専用）06-4301-3140

（保護者専用）06-4301-3141

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後7時

24時間子供SOSダイヤル（無料）

0120-0-78310 （なやみ言おう：全国共通）

②各区保健福祉センター子育て支援室

子育て支援室では、相談担当職員のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関を紹介したり、地域での子育てに関する情報提供をおこなったりしています。



また、児童虐待に関する相談や情報の提供も受け付けています。

相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始は休み）午前9時～午後5時30分



③クレオ大阪子育て館

0歳から18歳までの子育てに関するさまざまな心配ごとについて気軽に相談ができます。電話相談のほかにも専門家による面接相談や、子育てに関する各種講座の開催、ホームページなどによる情報提供を行っています。

開館時間 午前10時～午後9時（土・日・祝日は午後5時までです）

年末年始は休み

問 クレオ大阪子育て館 北区天神橋6-4-20

☎ 06-6354-0106（講座等の申込み）

☎ 06-6354-4152（電話相談）



クレオ大阪
子育て館



おおさか
子育て
ネット

④乳幼児の育児相談（公立保育所）

受付日時 月～金曜日（ただし、祝日・年末年始は除く）午前10時～午後2時

問 こども青少年局保育所運営課

☎ 06-6684-9345

⑤乳幼児の育児相談（民間保育所）

こどもの発育、しつけ、生活習慣など、日ごろ育児のことで悩んでおられる方が気軽に相談できる窓口です。市内のすべての保育所で、相談をお受けします。

民間保育所の連絡先については、二次元コードからご確認ください。

問 こども青少年局幼保企画課

☎ 06-6208-8031



⑥乳幼児の電話育児相談

こどもの発育、しつけ、生活習慣など、日ごろ育児のことで悩んでおられる方が気軽に相談できる窓口です。乳児院で、相談をお受けします。

乳児院の連絡先については、二次元コードからご確認ください。



⑦子どもの虐待ホットライン〈特定非営利活動法人児童虐待防止協会内〉

子どもの虐待、子育て、親子関係について悩みを話したい人や、助けや情報が必要な人たち、そうしたすべての人たちのための匿名で電話相談できる窓口です。専門的な知識を持った相談員が対応します。



相談日時 月～金曜日 午前11時～午後4時
(土・日・祝日・年末年始・8月13日～15日は休み)

☎ 06-6646-0088

⑧子ども何でも相談 (大阪弁護士会)

子どもの人権に関する法律相談を受け付けます。子どもの人権問題に詳しい弁護士が待機しています。



開設日時 水曜日 午後3時～午後5時
第2木曜日 午後6時～午後8時

問 大阪弁護士会館内 北区西天満 1-12-5

☎ 06-6364-6251

⑨ボ・ドームダイヤモンドルーム (大阪市産前・産後母子支援事業)

思いがけない妊娠で誰にも相談できない、出産後の生活が不安などの悩みについて電話やメールで相談に応じます。



電話相談受付日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
(土・日・祝日・年末年始は休み)

☎ 06-6791-1324

⑩にんしん SOS

思いがけない妊娠に悩む人の気持ちに寄り添って、必要な正しい情報や適切な支援サービスの紹介を電話、メール、LINE コールで行っています。



相談日時 月～金曜日 午前10時～午後4時
日曜日 正午～午後6時
(土・祝日・年末年始は休み)

☎ 0725-51-7778

① 児童扶養手当

次のいずれかにあてはまる児童を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または父母以外で児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持していること）している人に支給します。



- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童

【手当額（月額）】

児童1人	全部支給	46,690円
	一部支給	46,680円～11,010円
児童2人目以降1人につき	全部支給	11,030円
	一部支給	11,020円～5,520円

問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当（5ページ参照）

② 特別児童扶養手当

20歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父もしくは母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する方に支給します。



※所得制限があります。

お住まいの区の保健福祉センター保健福祉課福祉業務担当で申請してください。

【手当額（月額）】

（令和7年4月から）

児童1人につき 1級：56,800円 2級：37,830円

※手当額は改定されることがあります。

③ 児童手当

令和6年10月分より、児童手当制度が変わりました。



	令和6年10月分以降	令和6年9月分まで
支給対象	高校修了までの児童（18歳到達後の最初の3月31日まで）を養育している方	中学校修了までの児童（15歳到達後の最初の3月31日まで）を養育している方
所得制限	所得制限なし	所得制限あり
支給月額	・ 3歳未満 第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 ・ 3歳～高校生年代 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円	・ 3歳未満 一律15,000円 ・ 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ・ 中学生 一律10,000円 ・ 所得制限以上 一律5,000円 ・ 所得上限以上 支給なし
第3子以降の要件	22歳到達後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降	18歳到達後の最初の3月31日までの養育している子のうち、3番目以降
支給時期	6回（偶数月） （各前月までの2か月分を支給）	3回（6月、10月、2月） （各前月までの4か月分を支給）

詳細については、ホームページをご覧ください。

問 お住まいの区の保健福祉センター児童手当業務担当

MEMO



① 国民年金加入の手続き

日本国内に住所をもつ20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者です。

- 第1号被保険者… 次の第2号・第3号被保険者以外の方
- 第2号被保険者… 会社員・公務員など厚生年金保険の加入者
- 第3号被保険者… 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

第2号被保険者または第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変わったときは手続きが必要です。

問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当



② 遺族基礎年金

国民年金に加入中の方、または保険料納付済期間等を25年以上有している方が亡くなったときに、亡くなられた方が生計を維持していた「子のある配偶者」または「子」に対して支給されます。

「子」とは18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（国民年金の障がい等級1級または2級に該当する場合は20歳未満）をいいます。

手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所



③ 寡婦年金

国民年金第1号被保険者として、保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が10年以上ある夫が亡くなったときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間支給されます。

手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所



④ 死亡一時金

国民年金第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に生計を同じくしていた遺族に支給されます。



手続・問 お住まいの区の区役所保険年金業務担当またはお近くの年金事務所

⑤ 遺族厚生年金

厚生年金保険の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなった方によって生計を維持されていた遺族が、遺族厚生年金を受け取ることができます。



手続・問 お近くの年金事務所

⑥ 未支給年金

亡くなられた方に支払われるはずであった年金が残っているときは、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。



手続・問 お近くの年金事務所

※障がい基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金の未支給年金は、
お住まいの区の区役所保険年金業務担当も可

①母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、無利子または低利子で各種資金の貸付を行っています。

12種類の貸付金があり、内容等については次の表のとおりです。

詳しくはお住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当まで、お問い合わせください。※事前相談が必要です。

母子父子寡婦福祉資金一覧表

資金種別	貸付限度額	据置期間	償還期間	資金内容
◎ 事業開始	3,580,000円	貸付日から 1年	7年以内	事業を開始するのに必要な設備などを購入する資金
◎ 事業継続	1,790,000円	貸付日から 6ヶ月	7年以内	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品・材料等を購入する資金
◎ 住宅	1,500,000円 (特別) 2,000,000円	貸付日から 6ヶ月	6年以内 (特別) 7年	住宅の補修・保全・改築・増築・購入に必要な資金
○ 修学	詳細はお問合せください。 (例) 国公立高校: 月額27,000円 国公立大学: 月額71,000円	卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修一般5年以内)	こどもを高校・大学等で修学させるための授業料等に必要な資金
○ 就学支度	詳細はお問合せください。 (例) 国公立高校: 150,000円 国公立大学: 420,000円	卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修一般5年以内)	こどもを就学・修業させるための入学金等に必要な資金
○ 修業	月額68,000円 運転免許46万円 (直接就労に必要な場合に限り)	習得後 1年	20年以内	こどもが就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
○ 就職支度	110,000円 車両取得34万円 (直接就労に必要な場合に限り)	貸付日から 1年	6年以内	こどもが就労するために必要な被服等を購入する資金
技能習得	月額68,000円 運転免許46万円 (直接就労に必要な場合に限り)	習得後 1年	20年以内	親・寡婦が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金
医療介護	医療 340,000円 (特別) 480,000円 介護 500,000円	医療・介護期間 満了後6ヶ月	5年以内	医療及び介護保険法に規定する保険給付にかかるサービスを受けるために必要な資金
生活	詳細はお問合せください。 (例) 技能習得期間中: 月額141,000円 ひとり親になって7年未満: 月額114,000円	該当期間後 6ヶ月	詳細はお問合せ ください。 (例) 技能習得: 20年 7年未満: 8年	技能習得期間中である、または配偶者のない女子となって7年未満等の場合に必要な資金
転宅	260,000円	貸付日から 6ヶ月	3年以内	住宅を移転するための住宅の賃貸に際し、必要な資金
結婚	330,000円	貸付日から 6ヶ月	5年以内	こどもの結婚に際し、必要な資金

◎の資金は貸付審査会議が行われます。

○の資金は、当該資金の貸付により入学・就職あるいは知識技能を習得することが連帯借入人になる必要があります。

※連帯保証人について

原則として、次の要件を満たす連帯保証人が必要です。(詳しくは事前相談時にご相談ください)

①本市または本市近郊に、6か月以上居住していること。

②独立の生計を営むか又は相当の資産若しくは信用を有する者であること。

問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当（5ページ参照）

②生活福祉資金

低所得者・高齢者・障がい者・失業者等の世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう低利または無利子で必要な資金の貸付を行っています。

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、緊急小口資金など

※ただし、いずれも原則として他制度・他貸付が優先となります



申請・問 お住まいの区の社会福祉協議会

③緊急援護資金

生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とし、かつ、ほかの制度によって早急な資金調達が困難な場合に、その世帯の援護を目的として資金を貸し付けています。



**申請・問 大阪市各区の民生委員児童委員協議会事務局
(お住まいの区の保健福祉センター内)**

④ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

●住宅支援資金貸付

児童扶養手当受給者等で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方の自立促進を目的として、入居している住宅家賃の実費を貸し付けています。

※自立支援プログラムは、大阪市ひとり親家庭サポーターが策定します。

お住まいの区のサポーターへお問い合わせください。

問 ひとり親家庭サポーター（8ページ参照）

申請・手続 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146



●入学準備金貸付

大阪市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（32ページ参照）を活用して、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得をめざすひとり親家庭の親に対し、修学を容易にするとともに資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的として、入学準備金を貸し付けています。

問・申請・手続 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146

⑤ 生活保護

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

生活にお困りの場合や生活保護の受給を希望される場合は、ためらわずにお住まいの区の保健福祉センター生活保護業務主管担当へご相談ください。

なお、保護を受けられるかどうかは、世帯の状況により判断します。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター生活保護業務担当
（6ページ参照）

MEMO



① 養育費と親子交流のこと

こどもが経済的・社会的に自立するまでに要する経費を養育費と言い、親権を持たない親でも自分と同じ水準の生活をこどもに保障する義務（生活保持義務）があり、養育費を受け取ることはこどもの権利です。

また、離婚や別居により、こどもと離れて生活する親がこどもと面会やその他の交流を行うことを親子交流と言います。

養育費・親子交流については、離婚前にきちんと話し合い、取り決めを行っておくことが大切です。



② 主な相談先

● 区保健福祉センターでの相談

母子・父子自立支援員 [\(5ページ参照\)](#)

ひとり親家庭サポーター [\(8ページ参照\)](#)

● ひとり親家庭等就業・自立支援センター [\(23ページ参照\)](#)

● 養育費等相談支援センター

 **03-3980-4108** (ご希望により、センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

 **0120-965-419** (携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)

メール相談 info@youikuhi.or.jp

● 大阪ファミリー相談室

 **06-6943-6783** ※有料相談のため、事前にご連絡ください

③ 「離婚・養育費」に関する専門相談

20歳未満のこども（胎児を含む）をお持ちの大阪市在住の父母を対象に、大阪弁護士会所属の弁護士による「離婚・養育費」に関する無料専門相談を各区役所で年2回実施しています。

養育費や親子交流、こどもの親権や認知に関すること、慰謝料や財産分与に関すること等法律的な知識を有する問題の相談ができ、1回あたり45分、お一人につき2回までご利用いただけます。大阪市内在住の方であれば、どちらの区でも相談可能です。



④大阪市立愛光会館（母子・父子福祉センター）における法律相談

ひとり親家庭等で養育費や親権などの専門的な諸問題に対して弁護士による無料の法律相談を実施しています。

また、離婚に関する相談であれば、離婚を考えておられる方（20歳未満の子どもを養育している方）もご相談いただけます。

[（詳しくは50ページ参照）](#)

⑤養育費に関する公正証書等作成促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、公正証書等作成に係る本人負担費用等を補助します。

補助金を支給するにあたっての所得要件等はありませんが、補助の対象となるのは養育費に関する取り決めを行った際の直接経費（確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書などの作成のための経費）であり、弁護士や行政書士の報酬等は含みません。



[申請・問](#) [ひとり親家庭サポーター（8ページ参照）](#)

⑥養育費の保証促進補助金

ひとり親家庭の母または父の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を補助します。

補助金額は保証料、月額養育費、5万円のうち最も少ない金額とするほか、補助金の支給にあたり、児童扶養手当受給水準の所得であること、また、養育費の取り決めに係る債務名義を有していることなどの条件があります。



[申請・問](#) [ひとり親家庭サポーター（8ページ参照）](#)

① 大阪市ひとり親家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母及び父子家庭の父や寡婦の方や、児童扶養手当の受給が見込まれる方のうち離婚前からの支援が必要な方を対象として、就業（就職）の相談、職業紹介、就業情報の提供などを行っています。

また、資格取得に向けた各種就業支援講習会の開催や在宅就業支援等、一貫した就業自立支援の取り組みを行っています。

問 大阪市立愛光会館内 4F 北区中津 1-4-10

☎ 06-6371-6751



おしごと



講習会

② ひとり親家庭サポーターによる就業相談

8 ページ参照

③ 大阪市しごと情報ひろば

市内4カ所（天下茶屋、西淀川、平野、クレオ大阪西・マザーズ）の「しごと情報ひろば」では、就職に向けた支援が必要な方などを対象として、無料による職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリングなどを行うほか、スキルアップのためのセミナーや各種イベント等を実施しています。



● しごと情報ひろば 天下茶屋、西淀川、平野

ハローワークを併設しており、ハローワーク求人情報端末の設置や、ハローワークの職員による、職業相談・職業紹介も実施しています。

● しごと情報ひろば クレオ大阪西・マザーズ

子育てのためにやむなく離職した方やひとり親家庭の親等を対象に職業相談・職業紹介、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の支援を行うとともに、保育士による一時保育（要予約）を実施しています。また、クレオ大阪各館（中央・東・南・子育て館）への出張相談を実施しています。

大阪市しごと情報ひろば

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
しごと情報ひろば 天下茶屋 (ハローワーク併設)	西成区岸里1-1-10 南海電鉄・ Osaka Metro 天下茶屋駅構内1F	06-6655-5791	南海電鉄・ Osaka Metro 天下茶屋駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば 西淀川 (ハローワーク併設)	西淀川区御弊島 1-2-10 西淀川区役所1F	06-6476-5753	JR 御弊島駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば 平野 (ハローワーク併設)	平野区背戸口 3-8-19 平野区役所1F	06-6769-6071	Osaka Metro 平野駅	月～金曜日 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日及び年末年始休み)
しごと情報ひろば クレオ大阪西・ マザーズ	此花区西九条 6-1-20 クレオ大阪西2F	06-6467-5145	JR・阪神 西九条駅	火～金曜日 午前9時30分～午後6時 (土・日・月・祝日・年末年始 (及びクレオ大阪西の休館日休み))

④ 大阪市地域就労支援センター

働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を抱えた方（若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など）や、働くことに不安のある方などを対象とした就労相談（来所面談、電話やZOOM オンライン及び一部の区役所では定期的な出張相談）を行い、相談者一人ひとりに応じたきめ細かなサポートを実施しています。

また、ハローワークや地域の就労支援関係機関と協力して、求職者を支援するイベントなども開催しています。



大阪市地域就労支援センター

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
大阪市地域就労 支援センター	浪速区木津川2-3-8 A'ワーク創造館1F	0120-939-783 (通話料無料)	JR 芦原橋駅 南海電鉄芦原町駅	月～金曜日 午前10時～午後5時 (土・日・祝日及び年末年始休み)

⑤ ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）では就職についてのきめ細やかな相談を行い、適性や希望にあった求人へ職業紹介を行っています。

また、職業相談の過程で仕事に就く前に知識・技能を身に付けることが必要と認められる場合には、ハロートレーニング（公的職業訓練）を受けることができます。

事務、介護、製造、IT など多様なコースが年間を通じて実施されており、託児サービス付コースや、一日の訓練時間を3時間以上6時間以下に限定した短時間訓練コース、ひとり親家庭の親優先枠のあるコースも含まれていますので、子育て中の方もご相談ください。

- 科目…総務・経理実務科、介護職員初任者養成研修科、パソコンスキル習得科など
- 期間…主に2か月～2年
- 受講料…無料（教科書代等の実費は自己負担）

なお、ハローワークでは、求人情報の提供や、各種セミナー、パートの相談・紹介等も行っています。

ハローワーク（公共職業安定所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
梅 田	北区梅田1-2-2 大阪駅前第2ビル16F	06-6344-8609	JR 北新地駅、大阪駅、 Osaka Metro 梅田駅・ 東梅田駅・西梅田駅、 阪神・阪急大阪梅田駅	(※) 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 平日夜間 午後5時15分～ 午後7時(火・木) 土曜日 午前10時～午後5時 (日・休祝日・年末年始休み)
大阪東	中央区農人橋2-1-36 ビップビル1～3F	06-6942-4771	Osaka Metro 谷町四丁目駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
大阪西	港区南市岡1-2-34	06-6582-5271	JR 大正駅・弁天町駅、 Osaka Metro 大正駅・ 弁天町駅・九条駅、 阪神九条駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
阿倍野	阿倍野区文の里 1-4-2	06-4399-6007	JR 美章園駅、 Osaka Metro 昭和町駅・ 文の里駅、近鉄河堀口駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)
淀 川	淀川区十三本町3-4-11	06-6302-4771	阪急十三駅	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・休祝日・年末年始休み)

※平日午後5時15分以降及び土曜は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。(雇用保険関係業務・職業訓練関係業務及び求人関係業務は行っていません)

⑥ ハローワークインターネットサービス

全国のハローワークの求人情報をインターネットで検索できます。求人情報以外に、全国のハローワークの所在地一覧も提供しています。インターネット上で求職者マイページを開設するとともに、求職登録ができます。また、求職者マイページを開設すると、求人検索条件の保存やお気に入りの求人の保存等、お仕事探しをより便利に行うことができます。



⑦ 大阪マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望する方等、仕事と家庭の両立を希望する方向けのハローワークです。“親身になってサポート”をモットーに、担当者制であならしい就職活動を支援します。



チャイルドスペース・授乳室を設置、お子様連れでも安心です！

- 仕事と子育ての両立に理解のある企業の求人など欲しい情報を提供
- スキルアップを目指した職業訓練のご相談
- 子育て中の方同士で情報交換できる交流会

ご利用時間 月～金曜日 午前10時～午後6時30分

(土・日・休祝日・年末年始休み)

問 大阪マザーズハローワーク 中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル 4F

☎ 06-7653-1098

⑧ その他ハローワーク機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
ハローワーク阿倍野 職業紹介コーナー (ルシアス庁舎)	阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス オフィス棟8F	06-6631-1675	JR・Osaka Metro 天王寺駅、 近鉄大阪阿倍野橋駅	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日(第2・4のみ) 午前10時～午後5時 (上記以外の土・日・休祝日・年末年始休み)

※職業紹介コーナーは、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。
(雇用保険関係業務、職業訓練関係業務及び求人関係業務は取り扱っておりません)

【お仕事をお探しの方のための駅前ハローワーク】

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
ハローワーク プラザ難波	中央区難波2-2-3 御堂筋グランドビル4F	06-6214-9200	Osaka Metro なんば駅、 近鉄・阪神 大阪難波駅 24号出口すぐ	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日(第1・3のみ) 午前10時～午後5時 (上記以外の土・日・休祝日・年末年始休み)

※雇用保険関係業務、職業訓練関係業務及び求人関係業務は取り扱っておりません。

※平日午後6時以降及び土曜は、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務のみの取り扱いとなります。

【正社員での就職を希望される概ね35歳未満の方を対象としたハローワーク】

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最 寄 駅	利 用 時 間
大阪わかもの ハローワーク	北区角田町8-47 阪急グランドビル18F	06-7709-9470	JR 大阪駅、阪神・ 阪急大阪梅田駅、 Osaka Metro 梅田駅・東梅田駅	月～金曜日 午前10時～午後6時30分 土曜日(第1・3のみ) 午前10時～午後5時 (上記以外の土・日・休祝日・年末年始休み)

※雇用保険関係業務及び求人関係業務は取り扱っておりません。



⑨ 大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか

コミュニケーションが苦手でなかなか一歩が踏み出せない、働きたいけれど学校を卒業してから長いブランクがあって何からはじめていいのかわからないなど、15歳から39歳までの現在仕事についていない若者とその保護者を対象に、個々のニーズや状況に応じて社会参加に向けた自立への支援を行います。



問 コネクションズおおさか 北区梅田 1-2-2-400 大阪駅前第2ビル 4F
☎ 06-6344-2660

⑩ 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）では、働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っています。



大阪府地域
若者サポート
ステーション

● 大阪府地域若者サポートステーション

問 中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2F
☎ 06-4794-9200 <https://osapo.jp/>



大阪市地域
若者サポート
ステーション

● 大阪市地域若者サポートステーション

問 西区靱本町 1-16-14 2F
☎ 06-6147-3285 <https://shisapo.com>

⑪ ホームページ「大阪労働局」

大阪労働局の組織・業務内容等の案内、労働条件・労働時間・職場の安全衛生等に関する法律等の案内、事業主の方に対する求人申し込み方法の案内、求人・求職情報・賃金情報等の労働市場データ等の情報を掲載しています。



<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

⑫ 大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター

福祉のお仕事探しなら大阪福祉人材支援センターへ！

福祉分野での仕事をお探しの方に対して職業紹介、職種や資格などに関する職業相談、職場体験を含め就職までのサポートを行っています。（すべて無料）
「託児所、事業所内保育所あり」「時短勤務が可能」「お休みしやすい環境」など、子育てを支援する求人をご用意しています。



開設日時 月～金曜日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝・年末年始休

問 大阪福祉人材支援センター 中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター 3F

☎ 06-6762-9020

⑬ 大阪府 労働相談センター

職場のお悩み、お困りごと、トラブル解決のための支援を行っております。
「賃金を払ってくれない」「育休が取れない」等、働く人、雇う人のさまざまな労働相談（面談、電話またはオンライン）をお受けします。



相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

お問い合わせ方法等は二次元コードよりHPをご覧ください。

問 大阪府 労働相談センター 中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 10F

☎ 06-6946-2600

⑭ OSAKA しごとフィールド

就職を希望する方に対して、キャリアカウンセリングやセミナー等を実施しており、同じ施設内にある大阪東ハローワークコーナーにて求人の検索や応募も可能です。



「子育て・しごと応援ルーム『ふぁみタス』」を設置しており、子育てしながら働きたいと思っている方に対して、就職活動や保育所探しのアドバイスなどを行っています。

また、面接時等にご利用いただける一時保育サービスもございます。

対象：6か月～2歳児（無料）

問 OSAKA しごとフィールド 中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3F

☎ 06-4794-9198

⑮ 大阪市シルバー人材センター（高齢者就業確保事業）

高齢者の「自主・自立」「共働・共助」という基本理念のもと、定年退職後などに、フルタイムの職業は望まないが、臨時的・短期的な就業の機会を得たい、社会参加をしたいという高齢者に対し、就業の機会を提供することにより、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。



MEMO



⑯教育訓練給付制度

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。



一定の要件を満たす雇用保険の被保険者*（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、ご自身で教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部について支給を受けられます。

●専門実践教育訓練

	支 給 額（教育訓練経費×下欄の割合）
（１）受講中	50% （年間上限40万円）
（２）修了後、資格取得等し1年以内に被保険者として雇用された場合	20% （年間上限16万円） すでに支給した（１）に追加で支給
（３）修了・資格取得・就職して、修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合（令和6年10月1日以降の受講開始に限る）	10% （年間上限8万円） すでに支給した（１）及び（２）に追加で支給

なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制除く）を受講する場合、一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給できます。

●特定一般教育訓練

	支 給 額（教育訓練経費×下欄の割合）
（１）受講中	40% （年間上限20万円）
（２）修了後、資格取得等し1年以内に被保険者として雇用された場合（令和6年10月1日以降の受講開始に限る）	10% （年間上限5万円） すでに支給した（１）に追加で支給

●一般教育訓練給付金

修了した場合、教育訓練経費の**20%**（上限10万円）が支給できます。

※この制度において、被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

雇用保険に加入するには、以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ・一週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・31日以上引き続き雇用される見込みがあること。

詳しくは、上記二次元コードよりご覧ください。

問 ハローワーク（25ページ参照）

⑰ ひとり親家庭自立支援給付金事業

● ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職やキャリアアップのために指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講に要した費用の一部が支給されます。



ひとり親家庭
自立支援教育
訓練給付金

● ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母または父が看護師や介護福祉士などの資格を取るため、6ヶ月以上専門学校などで修業する場合に、給付金が支給されます。



ひとり親家庭
高等職業訓練
促進給付金等

申請・問 ひとり親家庭サポーター（8ページを参照）

MEMO



①市営住宅

母子家庭、父子家庭で住宅にお困りの方については、一般の市営住宅の入居募集とは別に、毎年1回特別抽選を行い、市営住宅に優先して入居していただけるよう優遇を図っています。



収入基準、家賃等は一般の市営住宅と同じです。

市営住宅

- ・福祉目的募集における「ひとり親住宅」(5月)
 - ・定期募集における「一般世帯向け」又は「若者夫婦・子育て世帯(※)向け」(2月、7月)
 - ・親子近居等募集における「一般世帯向け」又は「若者夫婦・子育て世帯(※)向け」(11月)
- (※) 子育て世帯…高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)の子どもを含む世帯

問 ひとり親住宅 大阪市こども青少年局 こども家庭課

☎ 06-6208-8035

問 市営住宅(一般・子育て) 大阪市営住宅募集センター募集担当

☎ 06-6882-7024

②母子生活支援施設

こどもを養育している母子家庭の母が、生活上のいろいろな事情のため、こどもの養育が十分できない場合に、こどもと一緒に入所でき、その自立の促進のために生活を支援する児童福祉施設です。費用については、課税状況に応じて負担していただきます。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉(福祉)課福祉業務担当
(5ページ参照)

③緊急母子一時保護事業

特別な事情から緊急に保護を必要とする母子を対象に、母子生活支援施設において、2週間を限度に一時保護を行っています。

母子生活支援施設における居室の提供の他、居住に必要な備品等の貸与や、日用品等の給付及び緊急生活資金の貸付等を行います。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課福祉業務担当
（5ページ参照）

MEMO



①保健福祉センター保健業務担当

市民の健康の保持・増進、病気の予防などの健康に関する相談や健診・各種医療費助成制度の申請受付などの業務を行い、地域における公衆衛生の向上及び増進を図る中心的機関として地域住民の健康と生活に重要な役割を担っています。

●こどもの健康診査等

3か月児健康診査／1歳6か月児健康診査／3歳児健康診査／
乳児一般健康診査／各種予防接種など

●母親・父親の健康診査等

妊産婦健康診査／妊婦歯科健康診査／肝炎ウイルス検査(20歳以上)／
胃がん検診(50歳以上)／大腸がん検診(40歳以上)／肺がん検診(40歳以上)／
子宮頸がん検診(20歳以上の女性)／乳がん検診(30歳以上の女性)／
前立腺がん検診(50・55・60・65・70歳の男性)／骨粗しょう症検診(18歳以上)／
大阪市健康診査(40歳以上の生活保護受給者等)／結核健診(15歳以上)

●その他

健康手帳の交付／健康教育／健康相談／HIV(エイズ)・性感染症相談／
精神保健福祉相談(こころの健康に関する悩み、思春期、ひきこもり、依存症等)など

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター (6ページ参照)

②ひとり親家庭医療費助成制度

公的医療保険(国民健康保険、被用者保険など)に加入しているひとり親家庭の方で、18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)の児童とその母もしくは父、または父母以外の養育者に、入院通院にかかる保険診療の自己負担の一部及び入院時食事療養にかかる自己負担分を助成します。1医療機関ごとに、1日あたり最大500円(月2日限度)の一部自己負担が必要です。ただし、同じ月内に受けた保険診療にかかる一部自己負担額が2,500円を超えたときは、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。なお、一部自己負担額は個人単位で計算します。



申請・問 お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当

※限度額を超えた場合の払い戻し手続き

問 大阪市医療助成費等償還事務センター ☎ 06-6351-8200

③ こども医療費助成制度

公的医療保険（国民健康保険、被用者保険など）に加入している0～18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までのこどもの、入院・通院にかかる保険診療の自己負担の一部を助成します。



1医療機関ごとに1日あたり最大500円（月2日限度）の一部自己負担が必要です。ただし、同じ月内に受けた保険診療にかかる一部自己負担額が2,500円を超えたときは、申請により超過分の払い戻しを受けることができます。なお、一部自己負担額は個人単位で計算します。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当

※限度額を超えた場合の払い戻し手続き

問 大阪市医療助成費等償還事務センター ☎ 06-6351-8200

MEMO



子育て支援

①ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や、疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。



大阪市
ホームページ



大阪市ひとり親
家庭福祉連合会

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター

保健福祉（福祉）課福祉業務担当（5ページ参照）

依頼・問 委託事業者 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

☎ 06-6371-7146 **FAX 06-6371-6722**

②多胎児家庭外出支援事業

外出が困難な多胎児（双子や三つ子）を養育する保護者等がユニバーサルデザインタクシー等の利用が必要な場合において、その利用料金の一部をタクシー給付券として助成します。



申請・問 こども青少年局管理課

☎ 06-6208-8112

③産後ケア事業

出産後1年未満の母親とその子を対象に、大阪市と委託契約している医療機関及び助産所等で、助産師等の専門スタッフから母親の心身のケアや育児サポートを受けられます。



問 こども青少年局管理課

☎ 06-6208-9966



④ 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業

保護者の方が仕事や病気などのため、家庭で保育できない場合、0歳（原則として生後6か月以上）から小学校就学前のこどもをお預かりします。

● 保育料（月額）

その世帯の市町村民税額の合計により決定します。

詳しくは、右記の二次元コードからご確認ください。



保育施設・
保育事業の
利用について



保育料に
ついて

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター 保育業務担当

⑤ 一時預かり事業

大阪市内に住所を有し、保育所等を利用していない小学校就学前のこどもを対象に保護者の方の傷病、介護、冠婚葬祭または労働・職業訓練、就学、あるいはリフレッシュなどのために一時的に保育が必要な場合にこどもをお預かりします。

利用には事前に登録が必要ですので、直接実施施設にお申し込みください。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑥ 大阪市こども誰でも通園制度

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化するため、時間単位で保育所等を利用できる大阪市こども誰でも通園制度を実施しています。

対象となるこどもは大阪市内にお住まいの生後6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもで、月10時間まで利用できます。（保護者の就労の有無は問いません）

利用には事前に登録が必要です。事業内容及び手続き方法について詳しくは右記の二次元コードからご確認ください。



問 こども青少年局 幼保企画課

☎ 06-6208-8665

⑦病児・病後児保育事業

大阪市内に住所を有し、病気の回復期で保育所などに通うことができず、また保護者の方の仕事の都合で家庭での保育が困難な場合、こどもをお預かりします。回復期に至らないこどももお預かりできる施設もあります。利用には事前に登録が必要ですので、実施施設に直接ご連絡ください。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑧子どものショートステイ事業

大阪市内に住所を有する小学校就学前のこどもで、保護者の方が病気・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張・学校等への公的行事への参加・育児不安や育児疲れ等で、一時的に子育てが困難なとき、1週間を限度として乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等でお預かりすることができます。



問 こども青少年局 管理課

☎ 06-6208-8111

⑨児童福祉施設等

●乳児院

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳まで）を保護者に代わって養育する施設です。



●児童養護施設

保護者の病気や離婚などによって、育てることが困難になったこども（おおむね2歳～18歳未満）を保護者に代わって養育する施設です。



●母子生活支援施設

[33ページ参照](#)

●障がいや疾病等のあるお子さまのための支援について

障がいや疾病等のあるお子さまのための支援制度として、児童福祉法に基づく「障がい児相談支援」・「障がい児通所支援」・「障がい児入所支援」があります。



●児童心理治療施設

心理的問題等を抱え、日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもとその家族に、専門的な治療や生活指導を行う施設です。



●児童自立支援施設

非行や家庭内暴力など、家庭環境その他の環境上の理由により、生活指導などが必要なこどもの諸問題を豊かな自然環境の中で、職員と生活を共にしながら必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。



●助産施設

経済的な理由により病院などで出産できない妊産婦に助産施設への入院・出産費用を一部助成します。



●里親

様々な事情で親とは暮らせないこどもを、その保護者に代わって深い愛情と理解をもってご家庭で育てていただく制度です。里親には、親が引き取れるまでの期間児童を養育する養育里親、養子縁組を前提とする養子里親、両親が死亡・行方不明等の状態にある児童を扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する親族里親、被虐待児等の心身のケアをしながら養育する専門里親があります。



●ファミリーホーム

こどものひとりひとりに適した多様な養育環境を提供するため、家庭環境と同様の養育環境のもとで、こどもの養育に関し相当の経験を有する養育者等により、きめ細かな養育を行います。

相談・問 **こども相談センター（9～10ページ参照）**

（母子生活支援施設・助産施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービスについてはお住まいの区の保健福祉（福祉）課福祉業務担当（5ページ参照）におたずねください。）

⑩ 子ども・子育てプラザ

乳幼児期の親子や地域の子育て仲間、就学期のこどもの交流の場として、講座やイベントの開催等、子育て層を応援するとともに、様々な子育てに関する情報を提供しています。



- 子育てに関する様々な情報の提供
- 子育て活動を行うグループに対する活動への助言や活動場所の提供
- 子育て支援講座や親子イベントの開催
- 自由な遊び場の提供やクラブ活動などの実施
- 乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いに交流できる「つどいの広場」の実施

問 各区子ども・子育てプラザ及びこども青少年局管理課

☎ 06-6208-8111

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

急な保育ニーズに対応するために、こどもを預けたい方（依頼会員）と、こどもを預かりたい方（提供会員）が地域で互いに助け合うシステムです。

事前にお住まいの区の子ども・子育てプラザ内にあるファミリー・サポート・センターへ会員登録をしてください。



**問 各区子ども・子育てプラザ内ファミリー・サポート・センター支部及び
こども青少年局管理課 ☎ 06-6208-8111**

⑫ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・つどいの広場）

子育て家庭の親とそのこどもが、気軽につどい交流できる場所です。育児相談や子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等も行っています。



問 実施施設及びこども青少年局管理課

☎ 06-6208-8111

⑬ 児童いきいき放課後事業

市内の全市立小学校において、平日の放課後や土曜日、長期休業日中などに、活動の場を提供し、児童の健全育成をめざすものです。平日は放課後から午後6時まで、土曜日・長期休業日中は午前8時30分から午後6時まで、小学校区内の全児童を対象に実施しています。

なお、利用料は無料ですが、児童の安全管理に要する経費として年額500円を負担していただきます。

※一部の小学校については、午後6時から午後7時までの時間延長等を有料で実施



問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

☎ 06-6684-9573

⑭ 留守家庭児童対策事業

民設民営で放課後児童クラブを実施している事業者に運営費の一部を補助しており、就労等により、放課後のこどもの監護が困難なご家庭は、施設を利用することができます。民設民営のため、空き状況、開所日、開所時間、利用料金等は各事業者により異なります。

※施設の運営内容や利用に関することについては、各事業者へ直接お問い合わせください。



問 こども青少年局青少年課放課後事業グループ

☎ 06-6684-9559

子どもの就学

① 幼稚園

3歳児から5歳児を対象とした幼児教育施設です。（幼稚園によって対象年齢は異なります）



- 保育料（月額）

無償（または月額25,700円までの補助があります）

- 預かり保育料、副食費

一定の条件を満たした場合に補助があります。

詳しくは、二次元コードからご確認ください。

申込・問 通園する（または通園予定である）幼稚園

問 保育料に関する問い合わせ

お住まいの区の保健福祉センター保健福祉（福祉）課 保育業務担当

または、こども青少年局幼保企画課（幼保利用グループ）

☎ 06-6208-8085

② 就学援助制度

経済的な理由により就学が困難な市立小・中・義務教育学校の児童・生徒の保護者に、学校教材費などの就学援助費を支給します。



- 支給されるもの

学校教材費、校外活動費、修学旅行費、入学準備補助金、学校給食費、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額など

- 対象者

市民税非課税の世帯、児童扶養手当を受給している世帯など

申請 通学あるいは通学予定の学校（毎年申請が必要です）

問 教育委員会事務局学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

☎ 06-6115-7653

③ 大阪市奨学費

経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に支給します。

● 支給上限額

入学年度の第1学年の生徒 年額 107,000円

それ以外の生徒 年額 72,000円

※大阪府「奨学のための給付金」や他の給付型奨学金の額を控除した金額となります。

※領収書等の提出が必要です。

- 対象者…大阪市内に住所を有する市民税非課税世帯の生徒（生活保護世帯を除く）
毎年申請が必要です。

申請・問 教育委員会事務局学校運営支援センター事務管理担当（就学支援グループ）

☎ 06-6115-7641



④ 大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません）



申請 在学している高等学校等（毎年申請が必要です）

問 ① 在学している高等学校等の事務室

② 府民お問い合わせセンター ピピっとライン

☎ 06-6910-8001 ☎ 06-6910-8005

⑤ 大阪府私立高等学校等奨学のための給付金

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内に在住する低所得世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。（返済の必要はありません）



※詳しくはホームページでご確認ください。

申請 大阪府内に所在する学校に在学している場合は、通学している学校へ提出

大阪府以外の都道府県に所在する学校に在学している場合は、大阪府へ直接提出

問 府民お問い合わせセンター ピピっとライン ☎ 06-6910-8001

⑥ 大阪市習い事・塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、小学5年生～中学3年生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を助成しています。



- 助成額 月額1万円上限
- 助成対象者 市内に居住している小学5年生～中学3年生の保護者の方で、審査基準となる所得金額が所得制限限度額未満の方

申請・問 大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局（コールセンター）

☎ 06-6452-5273

⑦ 大阪府育英会奨学資金

高等学校等へ進学を希望し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に対し、無利息で奨学金の貸付を行っています。

当会の奨学金は、入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金」と高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるための「奨学資金」の2種類があります。

保護者（父母）の方が大阪府内に住所を有し、一定の所得要件を満たす必要があります。

詳しくは、大阪府育英会ホームページをご覧ください。



申請 在学する学校

問 公益財団法人 大阪府育英会採用貸付課

☎ 06-6357-6272



⑧ 独立行政法人 日本学生支援機構奨学金

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安定して学べるように「貸与」または「給付」する制度です。

(学力、所得等の基準があります)

進学前に奨学金の貸与を予約する制度と進学した学校で申請する制度とがあります。

貸与については第一種(無利子)、第二種奨学金(有利子年上限3%)があります。他に入学支度金として、入学時特別増額貸与奨学金(有利子)があります。

 **申請・問 在学している学校**

 **0570-666-301 (ナビダイヤル)**

⑨ 国の教育ローン

高校および大学等への入学にかかる諸費用や通学にかかる諸費用を融資する制度です。
(所得基準があります)

限度額 350万円(有利子)

 **申請・問 教育ローンコールセンター**

 **0570-008-656 (ナビダイヤル)**

助成・優遇制度

① 大阪市営自転車駐輪場利用料金の割引

18歳の誕生日以後、最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭の世帯員が駐輪場を利用する場合、一時利用回数券・定期利用料金が半額になります。(世帯に1名)

ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証書等を提出してください。

問 ご利用の駐輪場管理事務所

② JR 通勤定期の特別割引

児童扶養手当を受けているひとり親家庭等の世帯員の方が、JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。

特定者資格証明書及び購入証明書の交付を受け、これを定期券販売窓口に出して通勤定期を購入します。

申請・問 お住まいの区の保健福祉センター保健福祉
(福祉) 課福祉業務担当 (5 ページ参照)

③ 所得税および個人市・府民税の所得控除

次の要件に該当する場合は、申告等により所得税および個人市・府民税の所得控除の適用があります。

※前年中の合計所得金額が500万円以下に限ります。

●寡婦控除(所得税27万円、市・府民税26万円)

夫と死別し再婚していない方

夫と離婚し再婚していない方で扶養親族ありの方

●ひとり親控除(所得税35万円、市・府民税30万円)

現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子がある方



所得控除額の計算



問い合わせ先

申請・問

市・府民税 お住まいの区を担当する市税事務所 市民税等グループ
所得税 お住まいの地域を管轄する税務署

④ 少額貯蓄非課税制度（マル優制度）

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている方は、受給を確認できる書類を添えて金融機関へ申請すると、銀行・郵便貯金・公債をあわせて元本350万円までの預貯金等の利子について、所得税と住民税が非課税になります。

申請・問 各金融機関の窓口

⑤ たばこ小売販売業の許可

ひとり親家庭の母や寡婦の方がたばこ小売販売業の許可申請を行う場合は、審査にあたり、距離基準及び取扱高基準を一般の基準の8割に緩和して適用します。

申請にあたり、必要となるひとり親家庭等の証明書の交付はお住まいの区の保健福祉（福祉）課福祉業務担当（5ページ参照）で受けてください。

問 近畿財務局理財第2課

☎ 06-6949-6368

⑥ 万博記念公園入園料金等の免除

自然文化園・日本庭園、EXPO'70パビリオン、太陽の塔の利用料金については、児童扶養手当、遺族年金等を現に受給しており、都道府県知事等が発行した証書等の交付を受けたひとり親家庭の世帯員は全額免除です。



問 万博記念公園

☎ 0570-01-1970（ナビダイヤル）

☎ 06-6877-7387

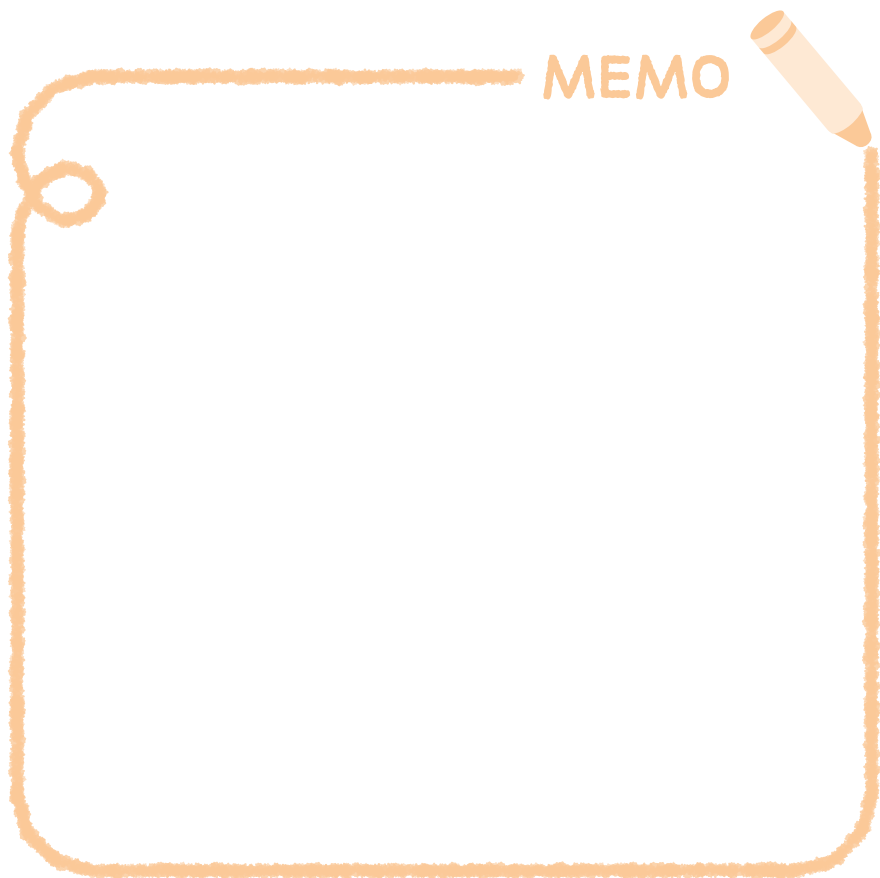


その他相談機関

相談機関	相談内容	開設時間	電話番号	二次元コード
市民相談室	家庭問題相談・税務相談・登記相談等	各相談は、受付時間・曜日が異なります。直接お問い合わせください。	06-6208-7325	—
区役所での各種専門相談	法律相談等	各区役所によって受付時間・曜日が異なります。各区（電話番号は6ページ）へ直接お問い合わせください。		—
総合府民相談室	府政相談・医療相談	（府政相談） 月～金曜日 午前9時～午後6時 （医療相談）午前9時～正午、 月～金曜日 午後1時～午後5時30分 ※いずれも祝日・年末年始を除く	（府政相談） 06-6910-8001 （医療相談） 府庁代表番号 06-6941-0351	—
子どもの虐待 ホットライン	子どもの虐待・子育て、 親子関係の悩みの相談	月～金曜日 午前11時～午後4時 （土・日・祝日・年末年始・ 8/13～8/15は休み）	06-6646-0088	
大阪弁護士会 総合法律相談 センター	法律相談（事前予約制・面 談による相談 原則有料）	（電話予約時間） 月～金曜日午前9時～午後5時 土曜日午前10時～午後3時30分 ※ネット予約は24時間受付中 ※一部無料相談あり。詳しい情報は ホームページでご確認ください。	06-6364-1248	
子ども何でも相談 （大阪弁護士会）	子どもの人権に関する相談	水曜日 午後3時～午後5時 第2木曜日 午後6時～午後8時	06-6364-6251	
女性のための相談 （クレオ大阪女性総合相談 センター）	一般相談 法律相談（面接のみ月1回）	（面接・電話相談） 火～土曜日 午前10時～午後8時30分 日・祝日 午前10時～午後4時 （予約受付時間） 火～金曜 午前10時～午後8時30分 土・日・祝日 午前10時～午後4時	（面接予約） 06-6770-7730 （電話相談） 06-6770-7700	
子育て相談 （クレオ大阪子育て館）	0～18才までの 子育ての総合相談	（電話・面接・専門面接相談） 午前10時～午後9時 （土・日・祝は午後5時まで） 年末年始休み	（電話相談・面接予約） 06-6354-4152	
クレオ大阪 男性の悩み相談	仕事・人間関係・ストレス などあらゆる相談	（面接・電話相談） 金曜日 午後7時～午後9時 第3日曜日 午前11時～午後5時 （予約受付時間） 火～金曜 午前10時～午後8時30分 土・日・祝日 午前10時～午後4時	（面接予約） 06-6770-7723 （電話相談） 06-6354-1055	
DV・セクハラ・性被害の 電話相談 （大阪弁護士会）	家庭や社会における女性 に対するDV・性的いやが らせ、性的虐待に関する 相談を受け付けます。	開設日時 第2木曜日 午前11時30分～午後1時30分	06-6364-6251	

相 談 機 関	相 談 内 容	開 設 時 間	電 話 番 号	二次元 コード
大阪市 女性相談支援員 による相談	女性相談支援員が、性的な被害や親族間暴力など、女性が抱えやすいさまざまな困難な問題に寄り添い、支援します。	電話・面談 午前9時～午後5時 (土・日・祝日、年末年始は休み)	06-6208-7289	
大阪市立愛光会館 (母子・父子福祉センター)	母子家庭・父子家庭や母子家庭を経た寡婦の悩み、また、離婚に関する相談	(法律相談)毎月2回・要予約 第2土曜 午後1時～午後4時 第3水曜 午後6時～午後8時 (生活相談)月～土曜日 午前9時～午後8時	06-6371-7146	
児童家庭支援センター 博愛社	地域の子育てに関する相談を受け、必要に応じた支援を行います。	相談料・利用料は全て無料 年中無休 午前9時～午後6時	06-6301-7270	
みんなの人権 110番	人権にかかわる事柄についての相談	平日 午前8時30分～午後5時15分	(全国共通人権相談ダイヤル) 0570-003110 (大阪法務局人権擁護部) 06-6942-9496	—
人権啓発・相談 センター	専門相談員による人権相談	月～金曜日 午前9時～午後9時 日・祝日 午前9時～午後5時30分 (土・年末年始休業)	06-6532-7830	
関西いのちの電話	人間関係の悩み等 人生全般についての相談	24時間 いつでも受付けます	06-6772-1121	—
大阪自殺防止 センター	生きるか死ぬかといった 悩みの相談	金曜午後1時～ 日曜午後10時まで	06-6260-4343	—
中毒110番	化学物質・動植物の 毒等による急性中毒の相談	24時間対応	072-727-2499	—
暴力団・けん銃 110番	暴力団犯罪・けん銃等に関する相談及び情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6941-1166	—
覚醒剤110番	覚醒剤に関する困りごとの 相談や情報	平日午前9時～午後5時45分 (執務時間外は当直対応)	06-6943-7957	—
グリーンライン	少年相談及び家族、地域住民等からの少年非行行為等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分 (土・日・祝除く)	06-6944-7867	—

相 談 機 関	相 談 内 容	開 設 時 間	電 話 番 号	二 次 元 コ ー ド
少年サポート センター	少年の非行等に関する相談	平日午前9時～午後5時45分	(難波) 06-6211-3400 (梅田) 06-6362-2225 (中央) 06-6772-4000	—
大阪市若者自立支援事業 コネクションズおおさか	若者の就業・自立に関する 相談	火～土曜日(祝日を除く) 午前10時30分～午後6時30分 (受付は午後6時まで) ※毎月第3金曜日は午前10時 30分～午後8時30分(受付 は午後8時まで)	06-6344-2660	



① 休日・夜間急病診療所／休日・夜間緊急歯科診療所

休日・夜間などにおける急病患者の診療及び歯の痛み等に対応するため、大阪府医師会や大阪府歯科医師会などの協力を得て診療を実施しています。



② 救急安心センターおおさか（救急医療相談窓口）

突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか？」「今すぐ病院に行くべきかどうか？」「近くの救急病院はどこか？」「応急手当の方法は？」など悩んだときに、看護師が医師の支援体制のもと、救急医療相談や症状に応じた病院案内に対応します。



開設時間 24時間 365日

 #7119 または 06-6582-7119

③ 小児救急支援アプリ

15歳未満のお子様を対象に、突然の病気やケガで「救急車を呼んだほうがいいのか？」「近くの病院はどこか？」など迷ったときに、アプリ画面に表示される簡単な質問に答えるだけで、その症状から緊急性を判断することができます。



医療機関を受診される場合は、大阪府内の医療機関を地図上に表示し、ワンタッチで電話をかけることができます。

※受診前には、必ず医療機関へ受診できることを確認してください。



④ 大阪府救急医療情報センター

「救急車を呼ぶほどではないが病院で見てもらいたい」ときや「病院や診療所の場所などを知りたい」ときに、オペレーターが大阪府内の医療機関をご案内します。

開設時間 24時間 365日

 **06-6693-1199**

※医療機関を案内するものであり、医療相談には応じることができませんのでご注意ください。

なお、インターネットでもお調べいただけます。

<https://www.mfis.pref.osaka.jp/>

⑤ 小児救急電話相談事業

夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいか、家庭でどうしたらよいかわかった時や困った時にご利用ください。小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

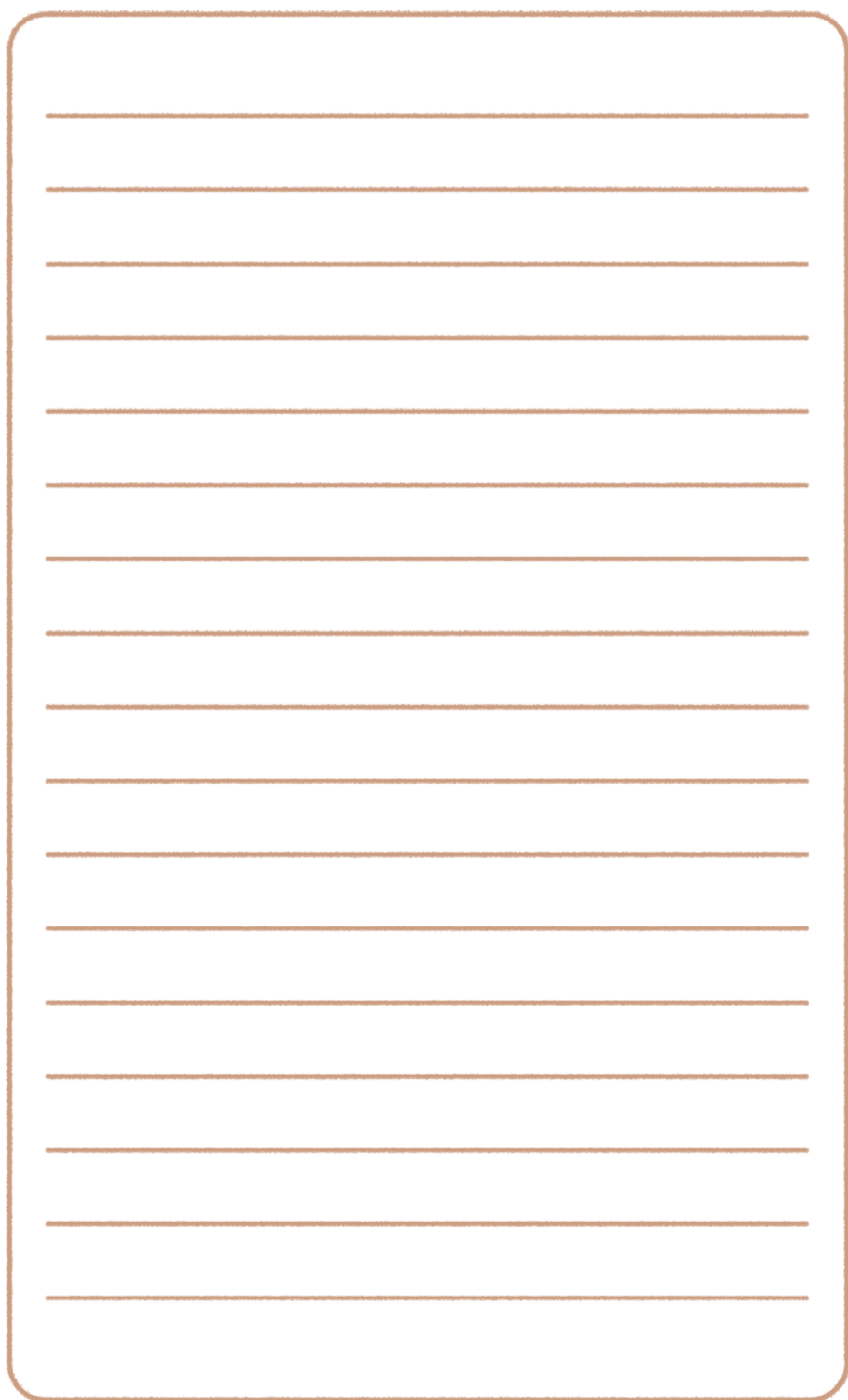
開設時間 午後7時～翌朝8時まで 365日

 **#8000（NTT プッシュ回線、携帯電話）**

 **06-6765-3650（ダイヤル回線、IP 電話）**

※電話相談であり、診察等の医療行為はできませんのでご注意ください。

なお、明らかに緊急を要する急病等の場合は119番をご利用ください。



ひとり親家庭等サポートブック

令和 7 年度版

編集・発行 **大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課**
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
TEL:06-6208-8034 FAX:06-6202-6963

「虐待かな？」と思ったら、 迷わず相談・連絡してください

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われるこどもがいたら・・・」
すぐに児童虐待ホットラインやお住まいの区の保健福祉センター
などに相談・連絡してください。

こどもたちを守るためには虐待の早期発見、早期対応が必要です。
大阪市では24時間体制で相談を受け付けています。

大阪市児童虐待ホットライン(こども相談センター)

0120-01-7285

(まずは一報、なにわっ子)

フリーダイヤル
24時間365日対応

お住まいの区の保健福祉センター 子育て支援室

・午前9時～午後5時30分 ・土日祝日、年末年始は除く

大阪市こども青少年局

母子・父子福祉センター 大阪市立愛光会館 指定管理者
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会

令和7年7月発行